

○豊明市高齢者福祉計画策定・推進委員会運営規則

平成26年9月26日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市高齢者福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例第2条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び推進に関する事務

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置等に係る次の事項に関する事務

ア 地域包括支援センターの設置に関すること。

イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。

ウ 地域包括支援センターの職員の確保に関すること。

エ その他地域包括ケアの推進に関すること。

(3) 法第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項に規定する地域密着型サービスの指定及び適正な運営の確保に係る次の事項に関する事務

ア 地域密着型サービスの指定に際し、市長に対して意見を述べること。

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市長に対して意見を述べること。

ウ 地域密着型サービス事業者の質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
 - (3) 公募等により選出された介護保険被保険者
 - (4) 介護サービス事業者の代表
 - (5) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、次の部会を置くことができる。

- (1) 地域包括支援センター運営部会
 - (2) 地域密着型サービス運営部会
- 2 各部会に属する委員は、委員長が指名する。
 - 3 各部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
 - 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 各部会は、当該部会に属する部会長が招集する。

6 地域包括支援センター運営部会において、地域包括支援センターの設置に関する審議を行う場合は、当該部会の委員が、審議に係る地域包括支援センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員又は職員であるときは、当該委員は、審議に参加することができない。

7 地域密着型サービス運営部会において、地域密着型サービスの指定並びに地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する市長に対しての意見について審議を行う場合は、当該部会の委員が、審議に係る地域密着型サービス事業者（指定希望者を含む。）である法人又は団体の役員又は職員であるときは、当該委員は、審議に参加することができない。

（関係者の出席等）

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会及び部会に関し必要な事項は、委員長及び部会長が、当該委員会及び部会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。